

平成十三年法務省令第十二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の全部を改正する命令を次のように定める。

第一条 法務局又は地方法務局の支局（以下「支局」という。）を各法務局又は地方法務局につき別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置き、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所（以下「出張所」という。）を各法務局若しくは地方法務局又はその支局につき同表の出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置く。

第二条 支局又は出張所の名称は、別表第一の支局欄中「小樽」とあるのは「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。

第三条 支局又は出張所の位置は、別表第一の支局欄又は出張所欄及び位置欄によって示されるとおりとする。

第四条 法務局、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務（動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）第二条第一項の事務を除く。）に関する管轄区域は、同表の出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁又は支局を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関する事務に関する管轄区域は、別表第二の官署欄及び管轄区域欄によって示されるとおりとする。

第五条 前条の規定による管轄区域（以下「管轄区域」という。）の基準となった行政区画に変更があったときは、管轄区域も、これに伴って変更される。ただし、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属するすべての地域が他の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

2 管轄区域の基準となった郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があったときも、前項と同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）となるものとする。

附 則（平成二年二月二二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号）

この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一月一九日法務省令第一七号）

この省令は、平成十三年一月二十九日から施行する。ただし、第一条中別表東京法務局の部の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附 則（平成二年二月八日法務省令第二〇号）

この省令中別表佐賀地方法務局の部の改正規定は平成十三年二月十三日から、別表熊本地方法務局の部の改正規定は同月十九日から施行する。

附 則（平成二年二月二二日法務省令第二三号）

この省令は、平成十三年二月二十六日から施行する。

附 則（平成二年三月八日法務省令第二五号）

この省令は、平成十三年三月十二日から施行する。

附 則（平成二年三月一九日法務省令第二八号）

この省令は、平成十三年三月二十六日から施行する。

附 則（平成二年三月三〇日法務省令第三七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表浦和地方法務局の部の改正規定、第二条中第三条の改正規定及び第三条中別表浦和の部の改正規定並びに第四条中別表第一

浦和人権擁護委員協議会の項から秩父人権擁護委員協議会の項までの改正規定及び別表第二の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成二年四月二日法務省令第四九号）

この省令は、平成十三年四月九日から施行する。

附 則（平成二年四月二五日法務省令第五三三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表水戸地方法務局及び熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月一日

三 別表釧路地方法務局、秋田地方法務局及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月十四日

附 則（平成二年五月二八日法務省令第五五号）

三二一

この省令は、平成十三年六月十一日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定は、同月四日から施行する。

附 則（平成十三年七月九日法務省令第六〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

別表さいたま地方法務局の部の改正規定 公布の日

別表佐賀地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月二十三日

別表仙台法務局、宮崎地方法務局及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月三十日

附 則（平成十三年八月二〇日法務省令第六三三号）

この省令中別表金沢地方法務局の部同地方法務局の款の改正規定は公布の日から、同部輪島支局の款の改正規定は平成十三年八月二十七日から施行する。

附 則（平成十三年九月一七日法務省令第六八号）

この省令は、平成十三年九月二十五日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年一〇月五日法務省令第七二二号）

この省令中別表大津地方法務局の部の改正規定は公布の日から、別表仙台法務局の部の改正規定は平成十三年十月十五日から施行する。

附 則（平成十三年一〇月二二日法務省令第七三三号）

この省令は、平成十三年十月二十九日から施行する。

附 則（平成十三年十一月五日法務省令第七四号）

この省令は、平成十三年十一月十二日から施行する。

附 則（平成十三年十一月一六日法務省令第七五号）

この省令は、平成十三年十二月三日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部及び宮崎地方法務局の部の改正規定は、同年十一月二十六日から施行する。

附 則（平成十四年一月八日法務省令第一号）

この省令は、平成十四年一月十五日から施行する。

附 則（平成十四年二月二日法務省令第二号）

この省令は、平成十四年二月二十八日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年二月五日法務省令第四号）

この省令は、平成十四年二月十二日から施行する。

附 則（平成十四年二月一八日法務省令第八号）

この省令は、平成十四年二月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月四日法務省令第一五号）

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附 則（平成十四年三月一八日法務省令第一七号）

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表富山地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年四月八日法務省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表津地方法務局の部の改正規定は、平成十四年四月十五日から施行する。

附 則（平成十四年四月二三日法務省令第三三三号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年五月二日法務省令第三五号）

この省令は、平成十四年五月十三日から施行する。

附 則（平成十四年七月八日法務省令第四五号）

この省令は、平成十四年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年八月一九日法務省令第四九号）

この省令は、平成十四年八月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同年九月九日から施行する。

附 則（平成十四年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 公布の日

第一条中別表金沢地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第二条中第四十四条の改正規定 平成十四年九月十七日

第一条中別表旭川地方法務局の部及び名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中第十七条及び第四十二条の改正規定 平成十四年九月三十日

附 則（平成十四年一〇月二五日法務省令第五四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

三二一

- 一 第一条中別表長野地方事務局の部の改正規定 公布の日
 - 二 第一条中別表水戸地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十四年十一月一日
 - 三 第一条中別表秋田地方事務局の部、京都地方事務局の部、奈良地方事務局の部、徳島地方事務局の部及び高知地方事務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の改正規定 平成十四年十一月五日
 - 四 第一条中別表鹿児島地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十四年十一月十一日
- 附 則 (平成十四年二月一八日法務省令第五十六号)
- この省令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方事務局の部の改正規定並びに第二条及び第三条の改正規定は、同年十二月九日から施行する。
- 附 則 (平成十四年二月九日法務省令第五十八号)
- この省令は、平成十四年十二月十六日から施行する。
- 附 則 (平成十五年一月九日法務省令第二号)
- この省令は、平成十五年一月十四日から施行する。ただし、第一条中別表秋田地方事務局の部の改正規定は、同月二十七日から施行する。
- 附 則 (平成十五年二月二九日法務省令第三号)
- この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表金沢地方事務局の部の改正規定 公布の日
 - 二 第一条中別表広島地方事務局の部及び大分地方事務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条及び第三十一条の改正規定 平成十五年二月三日
 - 三 第一条中別表山形地方事務局の部、名古屋地方事務局の部、長崎地方事務局の部佐世保支局の款及び那覇地方事務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年二月十日
 - 四 第一条中別表盛岡地方事務局の部の改正規定 平成十五年二月十七日
 - 五 第一条中別表福島地方事務局の部、さいたま地方事務局の部、大阪法務局の部及び長崎地方事務局の部厳原支局の款の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十五条の改正規定 平成十五年二月二十四日
- 附 則 (平成十五年二月二十四日法務省令第六号)
- この省令は、平成十五年三月三日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。
- 附 則 (平成十五年三月五日法務省令第九号)
- この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表釧路地方事務局の部北見支局の款、同部網走支局の款、広島法務局の部及び佐賀地方事務局の部の改正規定は、同月十日から施行する。
- 附 則 (平成十五年三月二十六日法務省令第一八号)
- この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成十五年四月一日法務省令第三三号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成十五年四月一四日法務省令第三九号)
- この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。
- 附 則 (平成十五年四月二四日法務省令第四四号)
- この省令は、平成十五年五月六日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方事務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。
- 附 則 (平成十五年五月六日法務省令第四六号)
- この省令は、平成十五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表神戸地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同月十二日から施行する。
- 附 則 (平成十五年六月五日法務省令第五〇号) 抄
- この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表千葉地方事務局の部松戸支局の款及び柏支局の款の改正規定 平成十五年六月六日
 - 二 略
 - 三 第一条中別表千葉地方事務局の部八日市場支局の款の改正規定 平成十五年六月二十三日
 - 四 第一条中別表津地方事務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十五年六月三十日
- 附 則 (平成十五年七月七日法務省令第五三号)
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方事務局の部の改正規定は、平成十五年七月十四日から施行する。
- 附 則 (平成十五年七月一五日法務省令第五四号)
- この省令は、平成十五年七月二十二日から施行する。
- 附 則 (平成十五年七月二二日法務省令第五六号)
- この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附 則（平成十五年七月二十五日法務省令第五七号）
この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附 則（平成十五年八月八日法務省令第六一七号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表山形地方法務局の部の改正規定 平成十五年八月十一日

三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十五年八月二十日

四 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十五年八月二十五日

五 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定 平成十五年九月一日

附 則（平成十五年九月二日法務省令第六五五号）
この省令は、平成十五年九月十六日から施行する。ただし、第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定は、平成十五年九月二十九日から施行する。

附 則（平成十五年一〇月七日法務省令第七一七号）
この省令は、平成十五年十月十四日から施行する。

附 則（平成十五年一〇月二八日法務省令第七二二号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定 平成十五年十一月四日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年十一月十日

四 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十五日

五 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十七日

六 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月二十五日

附 則（平成十五年一二月二日法務省令第七四四号）抄
この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成十六年一月七日法務省令第一号）
この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、別表高知地方法務局の部の改正規定は、同月十九日から施行する。

附 則（平成十六年一月一九日法務省令第三三三号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表水戸地方法務局の部及び金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年一月二十六日

二 別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月一日

三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月二日

附 則（平成十六年二月九日法務省令第四四号）
この省令は、平成十六年二月十六日から施行する。

附 則（平成十六年二月二五日法務省令第八八号）
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月八日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部長岡支局の款及び同部六日町支局の款の改正規定 平成十六年三月十五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月二十二日

附 則（平成十六年三月二二日法務省令第一七七号）抄
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五十五条の改正規定 平成十六年三月二十九日

三 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十六年三月三十一日

四 略 第一条中別表長野地方法務局の部松本支局の款の改正規定 平成十六年四月十二日

附 則（平成十六年四月二二日法務省令第三七七号）
この省令は、平成十六年四月二十六日から施行する。

五 第一条中別表熊本地方法務局の部山鹿支局の款の改正規定 平成十七年一月十五日

六 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十七日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十一日

八 第一条中別表福岡地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十四日

九 第一条中別表津地方法務局の部四日市支局の款の改正規定及び第四条の規定 平成十七年一月三十一日

附 則 (平成一六年二月二八日法務省令第九三号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月四日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。

附 則 (平成一七年一月一日法務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一七日法務省令第六号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（以下「改正後の設置規則」という。）別表熊本地方法務局の部及び登記事務委任規則（以下「改正後の委任規則」という。）第三十二条の規定は平成十七年一月十五日から、改正後の設置規則別表松山地方法務局の部及び委任規則第四十五条の規定は同月十六日から適用する。

附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第七号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表広島法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月一日

二 第一条中別表岐阜地方法務局の部同地方法務局の款の改正規定 平成十七年二月七日

三 第一条中別表大津地方法務局の部彦根支局の款の改正規定 平成十七年二月十一日

四 第一条中別表岐阜地方法務局の部中津川支局の款及び山口地方法務局の部下関支局の款の改正規定 平成十七年二月十三日

五 第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方法務局の部、長野地方法務局の部、富山地方法務局の部、大津地方法務局の部長浜支局の款、奈良地方法務局の部及び高松法務局の部、第二条中登記事務委任規則第十八条及び第四十二条の二の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一浦河人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月十四日

六 第一条中別表山口地方法務局の部岩国支局の款の改正規定 平成十七年二月二十一日

七 第一条中別表福島地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、和歌山地方法務局の部及び岡山地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十六条の改正規定並びに第四条中別表第一田辺人権擁護委員協議会の項及び新宮人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月二十八日

附 則 (平成一七年二月一日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年二月四日法務省令第二号)

この省令は、平成十七年二月五日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定は、同月七日から施行する。

附 則 (平成一七年二月一四日法務省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（以下「改正後の設置規則」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員会組織規程の規定は平成十七年二月十一日から、第二条の規定による改正後の設置規則の規定及び第四条の規定による改正後の委任規則の規定は同月十三日から適用する。

附 則 (平成一七年二月二八日法務省令第三二号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条の規定 公布の日

二 第二条中別表福島地方法務局の部、岡山地方法務局の部笠岡支局の款、徳島地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部及び大分地方法務局の部中津支局の款の改正規定、第五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の改正規定並びに第七条中別表第一協町人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日

三 第二条中別表山口地方法務局の部萩支局の款の改正規定 平成十七年三月六日

四 第二条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月七日

五 第二条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月十九日

六 第二条中別表広島法務局の部及び福岡地方法務局の部吉井支局の款の改正規定並びに第七条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十日

七 第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方法務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の款、京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡支局の款、松江地方法務局の部、山口地方法務局の部同地方法務局の款及び宇部支局の款、大分地方法務局の部日田支局の款並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の改正規定並びに第八条の規定 平成十七年三月二十二日

八 第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の款、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、神戸地方法務局の部社支局の款及び福岡法務局の部同法務局の部の改正規定、第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第一麻生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十八日

九 第二条中別表青森地方法務局の部、岡山地方法務局の部新見支局の款及び大分地方法務局の部宇佐支局の款の改正規定 平成十七年三月三十一日

附 則 (平成十七年三月一日法務省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月三日法務省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日法務省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二二日法務省令第四一三号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成十七年三月二二日法務省令第四二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二八日法務省令第四三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月三〇日法務省令第四四五号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月三二日法務省令第四六六号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年四月一日法務省令第五七五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年四月一日法務省令第五八八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月十日から施行する。

附 則 (平成十七年四月一日法務省令第五九九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年四月二八日法務省令第六六六号)

この省令は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢支局の款の改正規定は、同月二日から施行する。

附 則 (平成十七年五月二日法務省令第六八八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部掛川支局の款同支局の項の改正規定及び第二条中第七条第二項の改正規定は、同月五日から施行する。

附 則 (平成十七年五月二〇日法務省令第七一三三号)

この省令は、平成十七年五月三十日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附 則 (平成十七年六月一日法務省令第七二三三号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部、長野地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年六月十三日

二 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十七年六月二十七日

附 則 (平成十七年六月二七日法務省令第七六六号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表千葉地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十七年七月一日

二 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十七年七月七日

三 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定 平成十七年七月十一日

附 則 (平成十七年七月一日法務省令第七七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年七月二七日法務省令第八〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表水戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月一日
- 二 第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十七年八月八日
- 三 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月十五日
- 四 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月二十二日
- 五 第一条中別表広島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十七年八月二十九日

附 則（平成一七年八月二二日法務省令第八三号）

この省令は、平成十七年八月二十九日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、同年九月一日から施行する。

附 則（平成一七年八月二六日法務省令第八六号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月一日
- 三 略
- 四 第一条中別表秋田地方法務局の部及び静岡地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月二十日
- 五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月二十五日
- 六 第一条中別表千葉地方法務局の部及び静岡地方法務局の部浜松支局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第七条、第十二条及び第二十三条の改正規定 平成十七年九月二十六日

附 則（平成一七年九月二日法務省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年九月二二日法務省令第八九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表札幌法務局の部、函館地方法務局の部、釧路地方法務局の部、盛岡地方法務局の部、秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、福島地方法務局の部、水戸地方法務局の部、土浦支局の部、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部、松本支局の部、名古屋法務局の部、金沢地方法務局の部、小松支局の部、福井地方法務局の部、大津地方法務局の部、神戸地方法務局の部、龍野支局の部、松江地方法務局の部、佐賀地方法務局の部及び長崎地方法務局の部平戸支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十七条及び第四十一条の改正規定並びに第四条中烏山人権擁護委員協議会の項、龍野人権擁護委員協議会の項及び武生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月一日
- 三 第一条中別表長野地方法務局の部佐久支局の部の改正規定 平成十七年十月三日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第七条、第二十一条、第三十条及び第三十四条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一太田人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月十一日
- 五 第一条中別表神戸地方法務局の部明石支局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成十七年十月二十四日

附 則（平成一七年九月三〇日法務省令第九九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。

附 則（平成一七年一〇月三日法務省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附 則（平成一七年一〇月二一日法務省令第一〇二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表新潟地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第十条第七項の規定は、平成十七年十月十日から適用する。

附 則（平成一七年一〇月二七日法務省令第一〇三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部、福島地方法務局の部、甲府地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月一日

- 二 第一条中別表広島法務局の部の改正規定 平成十七年十一月三日
- 三 第一条中別表甲府地方法務局の部都留支局の款、福井地方法務局の部、和歌山地方法務局の部、鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一都留人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月七日
- 四 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定 平成十七年十一月十四日
- 五 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十七年十一月二十一日
- 六 第一条中別表水戸地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十七年十一月二十八日

附 則 (平成一七年一月七日法務省令第一〇四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二二日法務省令第一〇七号)

この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附 則 (平成一七年二月二八日法務省令第一〇九号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の款及び二戸支局の款、福島地方法務局の部同地方法務局の款及び相馬支局の款、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の款、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部同地方法務局の款、津地方法務局の部、大津地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、高松法務局の部、高知地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月一日

- 二 第一条中別表福島地方法務局の部若松支局の款の改正規定 平成十八年一月四日

- 三 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、宇都宮地方法務局の部栃木支局の款及び福井地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条及び第二十条の改正規定 平成十八年一月十日

- 四 第一条中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の款の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十三日
- 五 第一条中甲府地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定 平成十八年一月三十日

附 則 (平成一八年一月四日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年一月一日から適用する。

附 則 (平成一八年一月一〇日法務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二三日法務省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月三二日法務省令第八号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表函館地方法務局の部、さいたま地方法務局の部及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年二月一日
- 二 第一条中別表東京法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十八年二月六日
- 三 第一条中別表神戸地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定 平成十八年二月十一日
- 四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十八年二月十三日
- 五 第一条中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款、水戸地方法務局の部土浦支局の款及び宮崎地方法務局の部延岡支局の款の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定並びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十日
- 六 第一条中別表宮崎地方法務局の部日向支局の款の改正規定 平成十八年二月二十五日
- 七 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、水戸地方法務局の部同地方法務局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十八年二月二十七日

附 則 (平成一八年二月六日法務省令第一二号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略

- 三 第一条の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条及び第三十条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年二月二十日

附 則 (平成一八年二月二〇日法務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日法務省令第一七号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表青森地方法務局の部、広島法務局の部、徳島地方法務局の部、高知地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定
月一日
 - 二 第一条中別表福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日
 - 三 第一条中別表釧路地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月五日
 - 四 第一条中別表盛岡地方法務局の部、東京法務局の部及び横浜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条の改正規定 平成十八年三月六日
 - 五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条の改正規定 平成十八年三月十三日
 - 六 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十五日
 - 七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十九日
- 附 則（平成十八年三月七日法務省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適用する。
- 附 則（平成十八年三月二五日法務省令第二二号）
この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十八日
 - 二 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十一日
- 附 則（平成十八年三月二〇日法務省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成十八年三月二二日法務省令第二五号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表岡山地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月二十一日から適用する。
- 附 則（平成十八年三月二三日法務省令第二六号）
この省令は、平成十八年三月二七日から施行する。
- 附 則（平成十八年三月二七日法務省令第二七号）
この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第二佐原人権擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成十八年三月三〇日法務省令第三〇号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十八年三月三一日法務省令第三四号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成十八年四月一〇日法務省令第四六号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
 - 二 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十八年四月十七日
 - 三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十八年四月二十四日
 - 四 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十八年五月十五日
- 附 則（平成十八年五月二六日法務省令第六〇号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 から三まで 略
 - 四 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十八年六月十二日
 - 五 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日
 - 六 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十八年六月二十六日
- 附 則（平成十八年七月三日法務省令第六四号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日
 - 二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条、第十条、第三十条及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十八日
- 附 則（平成十八年七月一八日法務省令第六六号）
この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則（平成一八年八月一日法務省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年八月二二日法務省令第六八号） 抄

この省令は、平成一八年八月二十八日から施行する。

附 則（平成一八年九月一日法務省令第七〇号）

この省令は、平成一八年九月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表津地方法務局の部の改正規定は、同月十一日から施行する。

附 則（平成一八年九月二五日法務省令第七四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成一八年十月一日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成一八年十月十六日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 平成一八年十月二十三日

附 則（平成一八年一〇月二三日法務省令第七八号） 抄

この省令は、平成一八年十月三十日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二三日法務省令第八二号） 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表旭川地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 略

三 第一条中別表和歌山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二条の改正規定 平成一八年十一月二十七日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成一八年十二月十一日

附 則（平成一八年一二月一八日法務省令第八五号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成一八年一月一日

三 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款鶴崎出張所の項の改正規定 平成一八年一月六日

四 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項及び別府出張所の項の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成一八年一月九日

五 第一条中別表古屋法務局の部の改正規定 平成一八年一月十五日

附 則（平成一八年一二月二二日法務省令第三号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二九日法務省令第四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表長野地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第九条、第二十五条、第三十一条及び第三十三条の改正規定 平成一八年二月十三日

三 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成一八年二月十九日

附 則（平成一八年一二月二三日法務省令第六号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第三条及び第四条の規定 平成一八年三月五日

二 第一条中別表横浜地方法務局の部の改正規定 平成一八年三月十一日

三 第一条中別表金沢地方法務局の部、京都地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十一条及び第三十三条の改正規定 平成一八年三月十二日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成一八年三月十九日

五 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成一八年三月二十六日

附 則（平成一八年一二月二二日法務省令第八号） 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成一八年三月三十一日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成一八年四月一日

附 則（平成一八年一二月二六日法務省令第一一号）

この省令は、平成一八年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定は、同月九日から施行する。

附 則（平成一九年四月二三日法務省令第二九号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表旭川地方法務局同地方法務局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十五条の改正規定 平成十九年五月一日
- 三 第一条中別表水戸地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十二条の二の改正規定 平成十九年五月七日
- 四 第一条中別表旭川地方法務局稚内支局の款の改正規定 平成十九年五月二十一日

附 則（平成一九年五月一八日法務省令第三三号）

この省令は、平成十九年五月二十八日から施行する。

附 則（平成一九年六月一日法務省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月十一日
- 二 第一条中別表岐阜地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十九年六月二十五日

附 則（平成一九年七月九日法務省令第四三号）

この省令は、平成十九年七月十七日から施行する。

附 則（平成一九年七月二三日法務省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年七月三十日
- 二 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十九年八月二十日

附 則（平成一九年九月四日法務省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九条の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年九月十日
- 二 第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成十九年九月十八日

附 則（平成一九年九月一九日法務省令第五四号）抄

この省令は、平成十九年九月二十五日から施行する。

附 則（平成一九年九月二七日法務省令第五五号）

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年十月九日
- 二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月十五日
- 三 第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月二十九日

附 則（平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号）

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則（平成一九年十一月一九日法務省令第六四号）

この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。

附 則（平成一九年十一月二〇日法務省令第六五号）

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則（平成一九年十二月七日法務省令第六六号）

この省令は、平成十九年十二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日
- 二 別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日

附 則（平成二〇年二月四日法務省令第四号）

この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同月二十五日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日法務省令第七号）

この省令は、平成二十年三月三日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日法務省令第八号）

この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十四条の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日法務省令第九号）

この省令は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、同月三十一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月七日法務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。

附 則（平成二〇年四月三〇日法務省令第三二号）

この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二九日法務省令第三九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日

二 略

三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条までの改正規定 平成二十年七月一日

四 第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

附 則（平成二〇年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条第三項、第十二条第二項及び第十七条の改正規定並びに同規則第三十五条を削り、同規則第三十四条を同規則第三十五条とし、同規則第三十三条を同規則第三十四条とし、同規則第三十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年九月十六日

二 第一条中別表旭川地方法務局の部、富山地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条、第二十二条第二項及び第四十二条の改正規定 平成二十年十月十四日

三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月二十七日

附 則（平成二〇年九月三〇日法務省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方方法務局の部の改正規定は平成二十年十月六日から、同表大阪法務局の部の改正規定は同月十四日から、第二条の規定は同年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月二八日法務省令第五八号）抄

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年十二月二五日法務省令第七四号）抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二条の二の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月一日

二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定（「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る。） 平成二十一年一月五日

三 第一条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六条、第二十九条及び第三十三条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年一月十三日

四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定（第二号に規定する改正規定を除く。）及び別表名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十七条の改正規定 平成二十一年一月十九日

附 則（平成二二年二月五日法務省令第二号）抄

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

附 則（平成二二年三月一三日法務省令第四号）

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表宮崎地方法務局の部日南支局の款同支局の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

附 則（平成二二年三月二七日法務省令第八号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

附 則（平成二二年四月一七日法務省令第二一号）抄

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条第二項、第七条第四項及び第五項、第三十三条第一項並びに第四十二条の二の改正規定 平成二十一年五月七日

附 則（平成二二年六月二二日法務省令第三二二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十二条第二項、第二十一条及び第三十三条第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。

附 則（平成二十一年七月二一日法務省令第三五号）抄

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

附 則（平成二十一年八月二四日法務省令第三七号）

この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条の二及び第十二条第二項の改正規定 平成二十一年九月十四日
- 二 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条第二項の改正規定 平成二十一年九月二十四日

附 則（平成二十一年九月一六日法務省令第四一号）抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七条第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年十月五日
- 二 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第三十三条第一項及び第四十五条第一項の改正規定 平成二十一年十月十三日

附 則（平成二十一年一〇月三〇日法務省令第四二号）抄

この省令は、平成二十一年十一月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第二条、第六条、第十七条及び第四十五条第二項の改正規定並びに第三条の規定 平成二十一年十一月二十四日

附 則（平成二十一年一二月二五日法務省令第四七号）抄

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部豊田支局の款同支局の項の改正規定 平成二十二年一月四日
- 二 略

- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定（第一号に規定する改正規定を除く。）及び第二条中登記事務委任規則第二条第二項の改正規定 平成二十二年一月十八日

附 則（平成二十二年一二月二七日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十六条の改正規定 平成二十二年二月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年二月十五日
- 三 第一条中津地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項及び第四項の改正規定 平成二十二年二月二十二日

附 則（平成二十二年二月二六日法務省令第四号）

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表東京法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二條の改正規定 平成二十二年三月十五日
- 二 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十二日
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、熊本地方法務局の部、宮崎地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六条、第二十八条第四項、第三十二条、第三十八条並びに第四十五条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十二年三月二十三日

- 四 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月三十一日
- 五 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月三十一日

附 則（平成二十二年三月二九日法務省令第八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十二年四月一日
- 二 略

附 則（平成二十二年五月三一日法務省令第二三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十二年四月一日
- 二 略

附 則（平成二十二年五月三一日法務省令第二三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年七月二一日法務省令第二六号）抄

この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第十一条第一項、第十五条、第二十三条及び第三十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年七月二十日

附 則（平成二十二年九月二八日法務省令第三一号）抄

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

附 則（平成二十二年一〇月二二日法務省令第三五号）抄

この省令は、平成二十二年十一月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定 平成二十二年十一月一日

- 二 略
- 三 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月二十二日
附 則（平成二十二年二月二十四日法務省令第四三三号）抄
 この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三条中別表福岡の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日
附 則（平成二十二年二月二十四日法務省令第四四〇号）抄
 この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。
- 附 則**（平成二十三年一月二二日法務省令第二二二号）抄
 この省令は、平成二十三年二月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条の規定 平成二十三年二月十四日
- 附 則**（平成二十三年二月二五日法務省令第三三三号）抄
 この省令は、平成二十三年三月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月十四日
- 二 略
- 三 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日
- 四 第一条中別表仙台台法務局の部の改正規定 別に法務省令で定める日
附 則（平成二十三年三月一八日法務省令第四四〇号）抄
 この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。
- 附 則**（平成二十三年四月一日法務省令第一三三三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 及び二 略
- 三 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日
附 則（平成二十三年五月二七日法務省令第一九九号）抄
 この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。
- 附 則**（平成二十三年七月二二日法務省令第二四四号）抄
 この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。
- 附 則**（平成二十三年八月二六日法務省令第二六六号）抄
 この省令は、平成二十三年九月二六日から施行する。
- 附 則**（平成二十三年九月三〇日法務省令第二八八号）抄
 この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表京都府地方法務局の部の改正規定及び別表松江地方法務局の部の改正規定（「鏡川郡」を削る部分に限る。） 平成二十三年十月一日
附 則（平成二十三年一〇月三二日法務省令第三三〇号）抄
 この省令は、平成二十三年十一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成二十三年十一月十一日
附 則（平成二十三年一二月一六日法務省令第三三八号）抄
 この省令は、平成二十三年十二月十九日から施行する。
- 附 則**（平成二十三年一二月二二日法務省令第四四〇号）抄
 この省令は、平成二十四年一月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中名古屋法務局の部の改正規定 平成二十四年一月四日
附 則（平成二十四年一月二七日法務省令第三三三三号）抄
 この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。ただし、第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年二月十三日から施行する。

附 則（平成二十四年二月二四日法務省令第五号）
この省令は、平成二十四年三月十九日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二三日法務省令第八号）

この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成二十四年四月二三日法務省令第二二号）

この省令は、平成二十四年五月七日から施行する。ただし、第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定は、同月十四日から施行する。

附 則（平成二十四年五月二五日法務省令第二三号）

この省令は、平成二十四年六月十一日から施行する。

附 則（平成二十四年八月二二日法務省令第二三三号）

この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。

附 則（平成二十四年九月二二日法務省令第二四号）

この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十一月三〇日法務省令第四三三号）

この省令は、平成二十四年十二月二十五日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二二日法務省令第四五号）

この省令は、平成二十五一年一月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二七日法務省令第二八号）

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十六年一月二十日から施行する。

附 則（平成二十六年二月二二日法務省令第一号）

この省令は、平成二十六年三月十日から施行する。ただし、第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定は、平成二十六年四月五日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二五日法務省令第一八号）

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

附 則（平成二十六年五月二三日法務省令第二二号）

この省令は、平成二十六年六月十六日から施行する。

附 則（平成二十六年六月二七日法務省令第二四号）

この省令は、平成二十六年七月二十二日から施行する。

附 則（平成二十六年一〇月二四日法務省令第二九号）

この省令は、平成二十六年十一月四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二六日法務省令第三九号）

この省令は、平成二十七年一月十三日から施行する。

附 則（平成二十七年四月二四日法務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年一月一四日法務省令第二号）

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則（平成二十八年四月七日法務省令第三一号）

この省令は、平成二十八年五月十六日から施行する。

附 則（平成二十八年九月二六日法務省令第四三三号）

この省令は、平成二十八年十月十日から施行する。

附 則（平成三〇年一月三〇日法務省令第一号）

この省令は、平成三〇年二月十三日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二五日法務省令第二三三号）

この省令は、平成三〇年十月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一六日法務省令第二六号）

この省令は、令和元年十月十五日から施行する。

附 則（令和二年三月二二日法務省令第二四号）

この省令は、令和二年七月十日から施行する。

附 則 (令和二年二月一六日法務省令第五号)
この省令は、令和三年一月十二日から施行する。
附 則 (令和五年五月一二日法務省令第二七号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十九日から施行する。
附 則 (令和六年二月二六日法務省令第三号) 抄
この省令は、令和六年二月二十六日から施行する。

別表第一

札幌法務局			
支局		出張所	位置
(札幌)	北	北海道 札幌市 北区	北海道の内 札幌市の内 中央区
	白石	北海道 札幌市 白石区	北海道の内 札幌市の内 白石区 厚別区
	南	北海道 札幌市 豊平区	北海道の内 札幌市の内 豊平区 南区 清田区
	西	北海道 札幌市 西区	北海道の内 札幌市の内 西区 手稲区
	江別	北海道 江別市	北海道の内 江別市
	恵庭	北海道 恵庭市	北海道の内 恵庭市
	小樽	北海道 小樽市	北海道の内 小樽市
	室蘭	北海道 室蘭市	北海道の内 室蘭市
	岩見沢	北海道	北海道の内

	(函館)	支局	函館地方事務局	日高	倶知安	滝川	苦小牧	
	(函館)	出張所		(日高)	(倶知安)	(滝川)	(苦小牧)	
	函館市	北海道	位置	北海道 日高郡 新ひだか町	北海道 虻田郡 倶知安町	北海道 滝川市	北海道 苦小牧市	岩見沢市
亀田郡 上磯郡 松前郡 北斗市 函館市	北海道の内	管轄区域		北海道の内 日高郡 幌泉郡 様似郡 浦河郡 新冠郡 沙流郡 北海道の内	北海道の内 磯谷郡 虻田郡の内 ニセコ町 岩内郡 古宇郡 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町	北海道の内 厚真町 安平町 むかわ町 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 空知郡の内 奈井江町 上砂川町 樺戸郡の内 浦臼町 新十津川町	北海道の内 苦小牧市 白老郡 勇払郡の内 厚真町 安平町 むかわ町	夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 空知郡の内 南幌町 夕張郡 樺戸郡の内 月形町

		仙台法務局		釧路地方法務局	
(仙台)		支局		支局	
		出張所		出張所	
名取		(仙台)		(釧路)	
宮城県 名取市		位置		位置	
宮城県 青葉区		宮城県 仙台市		北海道 釧路市	
宮城県の内		管轄区域		管轄区域	
亘理郡 岩沼市		宮城県の内		北海道の内	
黒川郡		富谷市		釧路市	
宮城県の内		仙台市		釧路市	
		宮城県の内		厚岸郡	
				川上郡	
				阿寒郡	
				白糠郡	
				帯広市	
				河東郡	
				上川郡 (十勝国)	
				河西郡	
				広尾郡	
				中川郡 (十勝国)	
				足寄郡	
				十勝郡	
				北海道の内	
				北見市	
				網走市	
				網走郡	
				斜里郡	
				常呂郡	
				紋別郡の内	
				遠軽町 湧別町	
				北海道の内	
				根室市	
				北海道	
				標津郡	
				中標津町	
				根室市	
				(根室)	
				中標津	
				北海道	
				北見	
				(北見)	
				帯広	
				(帯広)	
				釧路	
				(釧路)	
				釧路地方法務局	
				上川郡 (天塩国)	
				中川郡 (天塩国)	
				枝幸郡	

石巻	塩竈	古川	気仙沼	大河原	登米	青森地方 支局 事務局	青森県	弘前	八戸	五所川原	十和田
(石巻)	(塩竈)	(古川)	(気仙沼)	(大河原)	(登米)	出張所	青森県	(弘前)	(八戸)	(五所川原)	(十和田)
宮城県 石巻市	宮城県 塩竈市	宮城県 大崎市	宮城県 気仙沼市	宮城県 柴田郡 大河原町	宮城県 登米市	位置	青森県 青森市	青森県 弘前市	青森県 八戸市	青森県 五所川原市	青森県 十和田市
宮城県の内 石巻市 東松島市 牡鹿郡	宮城県の内 塩竈市 多賀城市 宮城県	宮城県の内 栗原市 大崎市 加美郡 遠田郡	宮城県の内 気仙沼市 本吉郡	宮城県の内 白石市 角田市 刈田郡 柴田郡 伊具郡	宮城県の内 登米市	管轄区域	青森県の内 青森市 東津軽郡	青森県の内 弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡	青森県の内 八戸市 三戸郡	青森県の内 五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡	青森県の内 十和田市

酒田	鶴岡	米沢		(山形)	支局	山形地方事務局	大曲	本荘	大館	能代	
(酒田)	(鶴岡)	(米沢)	村山	(山形)	出張所		(大曲)	(本荘)	(大館)	(能代)	
酒田 山形県	鶴岡 山形県	米沢 山形県	村山 山形県	山形市 山形県	位置		秋田県 大仙市	秋田県 由利本荘市	秋田県 大館市	秋田県 能代市	秋田県
酒田 山形県の内	三川町 鶴岡市 東田川郡の内	西置賜郡 東置賜郡 南陽市 長井市 米沢市 山形県の内	北村山郡 尾花沢市 東根市 村山市 山形県の内	東村山郡 天童市 上山市 山形市 山形県の内	管轄区域		雄勝郡 仙北郡 仙北市 大仙市 湯沢市 横手市 秋田県の内	秋田県の内 由利本荘市 にかほ市	北秋田郡 鹿角郡 北秋田市 鹿角市 大館市 秋田県の内	山本郡 能代市 秋田県の内	南秋田郡 潟上市

白河		いわき		郡山		若松		(福島)		福島地方事務局		寒河江		新庄	
(白河)		(いわき)		(郡山)		(若松)		(福島)		出張所		(寒河江)		(新庄)	
福島県 白河市		福島県 いわき市		福島県 郡山市		福島県 会津若松市		福島県 二本松市		位置		山形県 寒河江市		山形県 新庄市	
福島県の内 白河市 西白河郡		福島県の内 いわき市		福島県の内 郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡の内 玉川村 平田村 田村郡		福島県の内 会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡		福島県の内 二本松市 本宮市 安達郡		管轄区域		山形県の内 寒河江市 西村山郡		山形県の内 新庄市 最上郡	

																				東京法務局		相馬
																				支局		
																				出張所		(相馬)
杉並	中野		渋谷	世田谷	城南	品川		墨田	台東	新宿	港									位置	福島県 相馬市	
東京都 杉並区	東京都 中野区		東京都 渋谷区	東京都 世田谷区	東京都 大田区	東京都 品川区		東京都 墨田区	東京都 台東区	東京都 新宿区	東京都 港区									東京都 千代田区		
東京都の内 杉並区	東京都の内 中野区		東京都の内 目黒区 渋谷区	東京都の内 世田谷区	東京都の内 大田区	東京都の内 品川区		東京都の内 江東区 墨田区	東京都の内 台東区	東京都の内 新宿区	東京都の内 港区	八丈支庁の所管区域 小笠原村 御蔵島村 三宅村 神津島村 新島村 利島村 大島町 文京区 中央区 千代田区 東京都の内								管轄区域 東京都の内	福島県の内 相馬市 南相馬市 相馬郡	

西多摩	府中					八王子													
(西多摩)	田無	(府中)					町田	立川	(八王子)					江戸川	城北	練馬	板橋	北	豊島
東京都 福生市	東京都 西東京市	府中市					東京都 町田市	東京都 立川市	東京都 八王子市					東京都 江戸川区	東京都 葛飾区	東京都 練馬区	東京都 板橋区	東京都 北区	東京都 豊島区
東京都の内 青梅市 福生市 羽村市	東京都の内 東久留米市 清瀬市 西東京市 東村山市 小平市	東京都の内 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国分寺市 国立市 狛江市					東京都の内 町田市	東京都の内 武蔵村山市 東大和市 日野市 昭島市 立川市	東京都の内 稲城市 多摩市 八王子市					東京都の内 江戸川区	東京都の内 葛飾区 足立区	東京都の内 練馬区	東京都の内 板橋区	東京都の内 荒川区 北区	東京都の内 豊島区

水戸地方方法務局		支局	出張所	位置	管轄区域	あきる野市 西多摩郡
(水戸)		(水戸)		茨城県 水戸市	茨城県の内 水戸市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 東茨城郡 那珂郡	
日立		(日立)		茨城県 日立市	茨城県の内 日立市 高萩市 北茨城市	
土浦		(土浦)		茨城県 土浦市	茨城県の内 土浦市 石岡市 かすみがうら市 小美玉市 稲敷郡の内 美浦村 阿見町	
龍ヶ崎		(龍ヶ崎)	つくば	茨城県 つくば市	茨城県の内 つくば市	
				茨城県 龍ヶ崎市	茨城県の内 龍ヶ崎市 稲敷市 稲敷郡の内 河内町 北相馬郡	
		取手		茨城県 取手市	茨城県の内 取手市 牛久市 守谷市 つくばみらい市	
		(下妻)		茨城県 下妻市	茨城県の内 古河市 下妻市 常総市 坂東市 結城郡 猿島郡	
		筑西		茨城県 筑西市	茨城県の内 筑西市	

大田原	真岡	日光	栃木	足利	(宇都宮)	支局	宇都宮地方事務局	鹿嶋	常陸太田
(大田原)	(真岡)	(日光)	小山	(栃木)	(宇都宮)	出張所		(鹿嶋)	(常陸太田)
栃木県 大田原市	栃木県 真岡市	栃木県 日光市	栃木県 小山市	栃木県 栃木市	栃木県 足利市	位置		茨城県 常陸太田市	茨城県 常陸太田市
栃木県の内 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須郡	栃木県の内 真岡市 芳賀郡	栃木県の内 日光市 塩谷郡の内 塩谷町	栃木県の内 小山市 下野市 下都賀郡の内 野木町	栃木県の内 栃木市 下都賀郡の内 壬生町	栃木県の内 佐野市 足利市	管轄区域		茨城県の内 常陸太田市 常陸大宮市 久慈郡 茨城県の内 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市	桜川市

前橋地方事務局									
支局 (前橋)	出張所 (前橋)	位置	管轄区域	高崎	桐生	伊勢崎	太田	沼田	富岡
	渋川	群馬県 前橋市	群馬県の内 前橋市	群馬県 高崎市	群馬県 桐生市	群馬県 伊勢崎市	群馬県 太田市	群馬県 沼田市	群馬県 富岡市
中之条	(中之条)	群馬県 吾妻郡 中之条町	群馬県の内 吾妻郡	群馬県 高崎市	群馬県 桐生市	群馬県 伊勢崎市	群馬県 太田市	群馬県 沼田市	群馬県 富岡市
さいたま地方事務局	出張所	位置	管轄区域	群馬県 高崎市	群馬県 桐生市	群馬県 伊勢崎市	群馬県 太田市	群馬県 沼田市	群馬県 富岡市
支局 (さいたま)	(さいたま)	さいたま市 中央区	さいたま市 中央区	群馬県 高崎市	群馬県 桐生市	群馬県 伊勢崎市	群馬県 太田市	群馬県 沼田市	群馬県 富岡市
川口		埼玉県 川口市	埼玉県の内 川口市	埼玉県 高崎市	埼玉県 桐生市	埼玉県 伊勢崎市	埼玉県 太田市	埼玉県 沼田市	埼玉県 富岡市
鴻巣		埼玉県 鴻巣市	埼玉県の内 鴻巣市	埼玉県 高崎市	埼玉県 桐生市	埼玉県 伊勢崎市	埼玉県 太田市	埼玉県 沼田市	埼玉県 富岡市

東松山		所沢	秩父		熊谷			川越	
(東松山)	飯能	(所沢)	(秩父)	本庄	(熊谷)	坂戸		(川越)	志木 上尾
埼玉県	飯能市 埼玉県	所沢市 埼玉県	秩父市 埼玉県	本庄市 埼玉県	熊谷市 埼玉県	坂戸市 埼玉県		川越市 埼玉県	志木市 埼玉県 上尾市 埼玉県
埼玉県の内	日高市 飯能市 埼玉県の内	入間市 狭山市 所沢市 埼玉県の内	横瀬町 秩父郡の内 秩父市 埼玉県の内	埼玉県の内 本庄市 児玉郡	大里郡 深谷市 行田市 熊谷市 埼玉県の内	鳩山町 比企郡の内 毛呂山町 入間郡の内 鶴ヶ島市 埼玉県の内	川島町 比企郡の内 三芳町 入間郡の内 ふじみ野市 富士見市 川越市 埼玉県の内	新座市 和光市 志木市 朝霞市 埼玉県の内	北本市 埼玉県の内 上尾市 桶川市 北足立郡

[illegible]

茂原	匝瑳	柏		佐倉	香取	松戸	木更津	館山
(茂原)	(匝瑳)	(柏)	成田	(佐倉)	(香取)	(松戸)	(木更津)	(館山)
千葉県 茂原市	千葉県 匝瑳市	千葉県 柏市	千葉県 成田市	千葉県 佐倉市	千葉県 香取市	千葉県 松戸市	千葉県 木更津市	千葉県 館山市
千葉県の内 茂原市 長生郡	千葉県の内 匝瑳市 旭市 銚子市 香取郡の内 多古町 山武郡の内 芝山町 横芝光町	千葉県の内 柏市 野田市 我孫子市	千葉県の内 成田市 印西市 白井市 富里市 印旛郡の内 栄町	千葉県の内 佐倉市 四街道市 八街市 印旛郡の内 酒々井町	千葉県の内 香取市 香取郡の内 神崎町 東庄町	千葉県の内 松戸市 流山市	千葉県の内 木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市	千葉県の内 館山市 鴨川市 南房総市 安房郡

大月		支局 (甲府)		甲府地方 方法務局		南魚沼	佐渡	上越	糸魚川	村上	十日町	
(大月)		(甲府)		出張所		(南魚沼)	(佐渡)	(上越)	(糸魚川)	(村上)	(十日町)	
山梨県 富士吉田市	山梨県 大月市	山梨県 富士吉田市	山梨県 大月市	山梨県 甲府市	山梨県 甲府市	新潟県 南魚沼市	新潟県 佐渡市	新潟県 上越市	新潟県 糸魚川市	新潟県 村上市	新潟県 十日町市	新潟市 秋葉区
山梨県の内 富士吉田市	山梨県の内 大月市 都留市 上野原市 南都留郡の内 道志村 北都留郡	山梨県の内 北杜市	山梨県の内 北杜市	山梨県の内 甲府市 山梨市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 中巨摩郡	山梨県の内 甲府市 山梨市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 中巨摩郡	新潟県の内 南魚沼市	新潟県の内 佐渡市	新潟県の内 上越市 妙高市	新潟県の内 糸魚川市	新潟県の内 村上市 岩船郡	新潟県の内 十日町市 中魚沼郡	新潟市の内 秋葉区 南区 五泉市 阿賀野市 東蒲原郡

佐久	飯山	大町	伊那	諏訪	飯田	上田	松本	(長野)	支局	長野地方事務局	鯉沢
(佐久)	(飯山)	(大町)	(伊那)	(諏訪)	(飯田)	(上田)	(松本)	(長野)	出張所		(鯉沢)
佐久市	飯山市	長野市	伊那市	長野市	飯田市	上田市	松本市	長野市	位置	富士川町	山梨県 南巨摩郡
長野県 小諸市	長野県 飯山市 中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡	長野県 北安曇郡 大町市	長野県 上伊那郡 伊那市 駒ヶ根市	長野県 茅野市 諏訪市 岡谷市	長野県 飯田市 下伊那郡	長野県 上田市 東御市 小県郡 埴科郡	長野県 松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡	長野県 千曲市 上水内郡 上高井郡	管轄区域 長野県の内 長野市 須坂市 千曲市	南都留郡の内 西桂町 忍野村 山中湖村 富士河口湖町 鳴沢村	山梨県 西八代郡 南巨摩郡

袋井	藤枝	掛川	富士		沼津		浜松		(静岡)	支局	静岡地方事務局	木曾	
(袋井)	(藤枝)	(掛川)	(富士)	熱海	(沼津)	磐田	(浜松)	清水	(静岡)	出張所		(木曾)	
静岡県	静岡県 藤枝市	静岡県 掛川市	静岡県 富士市	静岡県 熱海市	静岡県 沼津市	静岡県 磐田市	静岡県 浜松市 中央区	静岡県 清水区	静岡県 葵区 静岡市	位置	木曾町	長野県 木曾郡	
静岡県の内	静岡県の内 島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡	静岡県の内 御前崎市 掛川市 菊川市	静岡県の内 富士宮市 富士市	静岡県の内 伊東市 熱海市	静岡県の内 駿東郡 田方郡 伊豆の国市 伊豆市 裾野市 御殿場市 三島市 沼津市	静岡県の内 磐田市	静岡県の内 湖西市 浜松市	静岡県の内 清水区	静岡県の内 駿河区 静岡市の内	管轄区域	長野県 木曾郡	佐久市 南佐久郡 北佐久郡	

金沢地方 方法務局	砺波	魚津	高岡	(富山)	支局	富山地方 方法務局	新城	西尾	豊田	刈谷	津島	春日井
	(砺波)	(魚津)	(高岡)	(富山)	出張所		(新城)	(西尾)	(豊田)	(刈谷)	(津島)	(春日井)
	砺波市	富山県 魚津市	富山県 高岡市	富山県 富山市	位置		愛知県 新城市	愛知県 西尾市	愛知県 豊田市	愛知県 刈谷市	愛知県 津島市	愛知県 春日井市
	富山県 砺波市 小矢部市 南砺市	富山県 魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡	富山県 高岡市 氷見市 射水市	富山県 富山市 中新川郡	管轄区域		愛知県 新城市 北設楽郡	愛知県 西尾市	愛知県 豊田市 みよし市	愛知県 刈谷市 碧南市 刈谷市 安城市 知立市 高浜市	愛知県 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	愛知県 春日井市 小牧市 尾張旭市 瀬戸市

支局	岐阜地方方法務局	出張所	位置	管轄区域
小浜	(小浜)	福井県 小浜市	福井県 小浜市	福井県の内 小浜市 大飯郡
武生	(武生)	福井県 越前市	福井県 越前市	福井県の内 鯖江市 越前市 今立郡 南条郡 丹生郡
敦賀	(敦賀)	福井県 敦賀市	福井県 敦賀市	福井県の内 敦賀市 三方郡 三方上中郡
(福井)	(福井)	福井県 福井市	福井県 福井市	福井県の内 福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 吉田郡
支局	福井地方方法務局	出張所	位置	管轄区域
輪島	(輪島)	石川県 輪島市	石川県 輪島市	石川県の内 輪島市 珠洲市 鳳珠郡
小松	(小松)	石川県 小松市	石川県 小松市	石川県の内 小松市 加賀市 能美市
七尾	(七尾)	石川県 七尾市	石川県 七尾市	石川県の内 七尾市 羽咋市 羽咋郡 鹿島郡
(金沢)	(金沢)	石川県 金沢市	石川県 金沢市	石川県の内 金沢市 かほく市 白山市 野々市市 能美郡 河北郡
支局		出張所	位置	管轄区域

四日市			(津)	支局	津地方法務局	八幡	美濃加茂	中津川	多治見	高山	大垣	(岐阜)
(四日市)	鈴鹿		(津)	出張所		(八幡)	(美濃加茂)	(中津川)	(多治見)	(高山)	(大垣)	(岐阜)
三重県	鈴鹿市	三重県	津市	三重県	位置	岐阜県 郡上市	岐阜県 美濃加茂市	岐阜県 中津川市	岐阜県 多治見市	岐阜県 高山市	岐阜県 大垣市	岐阜県 岐阜市
三重県の内	鈴鹿市	三重県の内	亀山市	津市	三重県の内	岐阜県の内 郡上市	岐阜県の内 美濃加茂市 可児市 可児郡 加茂郡	岐阜県の内 恵那市 中津川市	岐阜県の内 多治見市 瑞浪市 土岐市	岐阜県の内 高山市 飛騨市 下呂市 大野郡	岐阜県の内 大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡	岐阜県の内 本巣郡 羽島郡 本巣市 瑞穂市 山県市 各務原市 羽島市 美濃市 関市 岐阜市

大阪法務局				伊勢	松阪	桑名	伊賀	熊野				
支局				(伊勢)	(松阪)	(桑名)	(伊賀)	(熊野)				
出張所				三重県	三重県	三重県	三重県	三重県				
(大阪)				伊勢市	松阪市	桑名市	伊賀市	熊野市	尾鷲市			
位置				三重県	三重県	三重県	三重県	三重県	三重県			
管轄区域				三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内			
天王寺				天王寺区	天王寺区	天王寺区	天王寺区	天王寺区	天王寺区			
北				大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府			
池田				池田市	池田市	池田市	池田市	池田市	池田市			
守口				守口市	守口市	守口市	守口市	守口市	守口市			
				大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府			
				門真市	門真市	門真市	門真市	門真市	門真市			
				豊能郡	豊能郡	豊能郡	豊能郡	豊能郡	豊能郡			
				箕面市	箕面市	箕面市	箕面市	箕面市	箕面市			
				池田市	池田市	池田市	池田市	池田市	池田市			
				豊中市	豊中市	豊中市	豊中市	豊中市	豊中市			
				大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内			
				都島区	都島区	都島区	都島区	都島区	都島区			
				福島区	福島区	福島区	福島区	福島区	福島区			
				此花区	此花区	此花区	此花区	此花区	此花区			
				西区	西区	西区	西区	西区	西区			
				港区	港区	港区	港区	港区	港区			
				大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区			
				西淀川区	西淀川区	西淀川区	西淀川区	西淀川区	西淀川区			
				東淀川区	東淀川区	東淀川区	東淀川区	東淀川区	東淀川区			
				淀川区	淀川区	淀川区	淀川区	淀川区	淀川区			
				北区	北区	北区	北区	北区	北区			
				平野区	平野区	平野区	平野区	平野区	平野区			
				住之江区	住之江区	住之江区	住之江区	住之江区	住之江区			
				東住吉区	東住吉区	東住吉区	東住吉区	東住吉区	東住吉区			
				阿倍野区	阿倍野区	阿倍野区	阿倍野区	阿倍野区	阿倍野区			
				生野区	生野区	生野区	生野区	生野区	生野区			
				東成区	東成区	東成区	東成区	東成区	東成区			
				大阪市の内	大阪市の内	大阪市の内	大阪市の内	大阪市の内	大阪市の内			
				四條畷市	四條畷市	四條畷市	四條畷市	四條畷市	四條畷市			
				大東市	大東市	大東市	大東市	大東市	大東市			
				浪速区	浪速区	浪速区	浪速区	浪速区	浪速区			
				旭区	旭区	旭区	旭区	旭区	旭区			
				城東区	城東区	城東区	城東区	城東区	城東区			
				西成区	西成区	西成区	西成区	西成区	西成区			
				鶴見区	鶴見区	鶴見区	鶴見区	鶴見区	鶴見区			
				中央区	中央区	中央区	中央区	中央区	中央区			
				尾鷲市	尾鷲市	尾鷲市	尾鷲市	尾鷲市	尾鷲市			
				三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内			
				南牟婁郡	南牟婁郡	南牟婁郡	南牟婁郡	南牟婁郡	南牟婁郡			
				熊野市	熊野市	熊野市	熊野市	熊野市	熊野市			
				伊賀市	伊賀市	伊賀市	伊賀市	伊賀市	伊賀市			
				名張市	名張市	名張市	名張市	名張市	名張市			
				三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内			
				桑名市	桑名市	桑名市	桑名市	桑名市	桑名市			
				いなべ市	いなべ市	いなべ市	いなべ市	いなべ市	いなべ市			
				桑名郡	桑名郡	桑名郡	桑名郡	桑名郡	桑名郡			
				員弁郡	員弁郡	員弁郡	員弁郡	員弁郡	員弁郡			
				三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内			
				松阪市	松阪市	松阪市	松阪市	松阪市	松阪市			
				多気郡	多気郡	多気郡	多気郡	多気郡	多気郡			
				三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内			
				度会郡	度会郡	度会郡	度会郡	度会郡	度会郡			
				志摩市	志摩市	志摩市	志摩市	志摩市	志摩市			
				鳥羽市	鳥羽市	鳥羽市	鳥羽市	鳥羽市	鳥羽市			
				伊勢市	伊勢市	伊勢市	伊勢市	伊勢市	伊勢市			
				三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内			
				三重郡	三重郡	三重郡	三重郡	三重郡	三重郡			
				四日市市	四日市市	四日市市	四日市市	四日市市	四日市市			

支局 (大津)		出張所 (大津)		位置		管轄区域	
大津地方事務局							
東大阪		(東大阪)		大阪府 東大阪市		大阪府の内 東大阪市 柏原市 八尾市	
富田林		(富田林)		大阪府 富田林市		大阪府の内 富田林市 河内長野市 羽曳野市 藤井寺市 南河内郡	
北大阪		(北大阪)		大阪府 茨木市		大阪府の内 吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡	
岸和田		(岸和田)		大阪府 岸和田市		大阪府の内 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 和泉市 泉南市 阪南市 泉北郡 泉南郡	
堺		(堺)		大阪府 堺市 堺区		大阪府の内 堺市 松原市 高石市 大阪狭山市	
		枚方		大阪府 枚方市		大阪府の内 枚方市 寝屋川市 交野市	

豊岡		伊丹		洲本	西宮	明石	尼崎	姫路				(神戸)	神戸地方 支局 方法務局	園部	京丹後
(豊岡)	三田	(伊丹)		(洲本)	(西宮)	(明石)	(尼崎)	(姫路)	東神戸	北	須磨	(神戸)	出張所	(園部)	(京丹後)
豊岡市	兵庫県 三田市	兵庫県 伊丹市		兵庫県 洲本市	兵庫県 西宮市	兵庫県 明石市	兵庫県 尼崎市	兵庫県 姫路市	兵庫県 神戸市 東灘区	兵庫県 神戸市 北区	兵庫県 神戸市 須磨区	兵庫県 神戸市 中央区	位置	京都府 京丹後市	京都府 京丹後市
豊岡市	兵庫県の内 三田市	兵庫県の内 伊丹市	川西市 川辺郡 宝塚市	兵庫県の内 洲本市 南あわじ市 淡路市	兵庫県の内 西宮市 芦屋市	兵庫県の内 明石市 三木市	兵庫県の内 尼崎市 神崎郡	兵庫県の内 姫路市	兵庫県の内 神戸市 東灘区	兵庫県の内 神戸市 北区	兵庫県の内 神戸市 長田区 須磨区 垂水区 西区	兵庫県の内 神戸市 灘区 中央区 兵庫区	管轄区域	与謝郡 京都府の内 京丹後市 京都府の内 京丹後市 船井郡	与謝郡 京都府の内 京丹後市 京都府の内 京丹後市 船井郡

呉			支局	広島法務局	新宮	田辺	御坊	橋本		(和歌山)	支局	和歌山地方法務局	五條	
(呉)	可部		(広島)	出張所	(新宮)	(田辺)	(御坊)	(橋本)		(和歌山)	出張所		(五條)	
広島県 呉市	広島県 安佐北区	広島県 広島市	広島県 広島市 中区	位置	和歌山県 新宮市	和歌山県 田辺市	和歌山県 御坊市	和歌山県 橋本市		和歌山県 和歌山市	位置		奈良県 五條市	
広島県の内 呉市	山県郡 安佐北区	広島県の内 広島市	安芸郡 中区 東区 南区 西区 安佐南区 安芸区 佐伯区	管轄区域	和歌山県の内 新宮市 東牟婁郡	和歌山県の内 田辺市 日高郡の内 みなべ町 西牟婁郡	和歌山県の内 美浜町 日高町 御坊市 日高郡の内 由良町 印南町 日高川町	和歌山県の内 伊都郡 橋本市		和歌山県の内 有田郡 海草郡 岩出市 紀の川市 有田市 海南市	管轄区域		奈良県の内 五條市 吉野郡の内 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村	宇陀郡 高市郡 吉野郡の内 東吉野村

尾道	尾道	広島県 尾道市	広島県の内 三原市 尾道市 世羅郡	江田島市
福山	福山	広島県 福山市	広島県の内 福山市 府中市 神石郡	
三次	三次	広島県 三次市	広島県の内 三次市 庄原市 安芸高田市	
東広島	東広島	広島県 東広島市	広島県の内 竹原市 東広島市 豊田郡	
廿日市	廿日市	広島県 廿日市市	広島県の内 廿日市市 大竹市	
鳥取地方事務局	出張所	位置	管轄区域	
鳥取	鳥取	鳥取県 鳥取市	鳥取県の内 鳥取市 岩美郡 八頭郡	
米子	米子	鳥取県 米子市	鳥取県の内 米子市 境港市 西伯郡 日野郡	
倉吉	倉吉	鳥取県 倉吉市	鳥取県の内 倉吉市 東伯郡	
松江地方事務局				
支局	出張所	位置	管轄区域	
松江	松江	島根県 松江市	島根県の内 松江市 安来市	
浜田	浜田	島根県 浜田市	島根県の内 浜田市 江津市 邑智郡	
出雲	出雲	島根県 出雲市	島根県の内 出雲市	

高松法務局	岩国		周南		萩		宇部		下関		(山口)		山口地方法務局	備前	高梁	笠岡	
	(岩国)		(周南)		(萩)		(宇部)		(下関)		(山口)		出張所	(備前)	(高梁)	(笠岡)	
	山口県 柳井市		山口県 周南市		山口県 萩市		山口県 宇部市		山口県 下関市		山口県 山口市		位置	岡山県 備前市	岡山県 高梁市	岡山県 笠岡市	
	山口県の内 柳井市 大島郡		山口県の内 岩国市 玖珂郡		山口県の内 萩市 長門市 阿武郡		山口県の内 宇部市 山陽小野田市		山口県の内 下関市		山口県の内 山口市 防府市 美祢市		管轄区域	岡山県の内 備前市 瀬戸内市 和気郡	岡山県の内 高梁市 新見市	岡山県の内 笠岡市 井原市 浅口市 浅口郡 小田郡	

支局 (松山)	松山地方 法務局	美馬	阿南		支局 (徳島)	徳島地方 法務局	観音寺	丸亀		支局 (高松)
出張所 (松山)		(美馬)	(阿南)		出張所 (徳島)		(観音寺)	(丸亀)	寒川	出張所 (高松)
愛媛県	位置	徳島県 美馬市	徳島県 阿南市		徳島県 徳島市	位置	香川県 観音寺市	香川県 丸亀市	香川県 さぬき市	香川県 高松市
愛媛県の内	管轄区域	徳島県の内 美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	徳島県の内 阿南市 那賀郡 海部郡	徳島県の内 板野郡 名西郡 名東郡 勝浦郡 阿波市 吉野川市 小松島市 鳴門市 徳島市	管轄区域 徳島県の内	香川県の内 観音寺市 三豊市	香川県の内 仲多度郡 宇多津町 綾歌郡の内 善通寺市 坂出市 丸亀市	香川県の内 東かがわ市 さぬき市	香川県の内 綾歌郡の内 綾川町 香川郡 木田郡 小豆郡	管轄区域 香川県の内

須崎	安芸		(高知)	支局	高知地方事務局	四国中央	大洲	西条	宇和島	今治	
(須崎)	(安芸)		(高知)	出張所		(四国中央)	(大洲)	(西条)	(宇和島)	(今治)	砥部
高知県 須崎市	高知県 安芸市		高知県 高知市	位置	愛媛県 四国中央市	愛媛県 大洲市	愛媛県 西条市	愛媛県 宇和島市	愛媛県 今治市	愛媛県 砥部町	松山市
高知県の内 須崎市 高岡郡の内	高知県の内 安芸市 安芸郡 室戸市	高知県の内 佐川町 高岡郡の内 越知町 日高村	高知県の内 高知市 土佐市 吾川郡 高岡郡の内	管轄区域	愛媛県の内 四国中央市	愛媛県の内 八幡浜市 大洲市 西予市 喜多郡 西宇和郡	愛媛県の内 新居浜市 西条市	愛媛県の内 宇和島市 北宇和郡 南宇和郡	愛媛県の内 今治市 越智郡	愛媛県の内 砥部町 伊予郡の内 上浮穴郡 東温市 町 東方町 井門町 松山市の内	松山市 (砥部出張所の管轄に属する地域を除く) 伊予市 伊予郡の内 松前町

直方	久留米	北九州	(福岡)	支局	福岡法務局	香美	四十
(直方)	(久留米)	八幡	(北九州)	出張所	(福岡)	(香美)	(四十)
福岡県 直方市	福岡県 久留米市	福岡県 北九州市 小倉北区 八幡西区	福岡県 北九州市 小倉北区	福岡県 糟屋郡 粕屋町	福岡県 糟屋郡 粕屋町	高知県 高知市 香美市	高知県 高知市 四十市
福岡県の内 直方市	福岡県の内 久留米市 小郡市 うきは市 三井郡	福岡県の内 北九州市の内 若松区 八幡東区 八幡西区 中間市 遠賀郡	福岡県の内 北九州市の内 門司区 戸畑区 小倉北区 小倉南区	福岡県の内 糟屋郡の内 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	福岡県の内 糟屋郡の内 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	高知県の内 幡多郡 四万十市 土佐清水市 宿毛市 高知市の内 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	高知県の内 幡多郡 四万十市 土佐清水市 宿毛市 高知市の内 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町

唐津				支局	佐賀地方事務局	筑紫	行橋	八女	朝倉		柳川	田川	飯塚	
(唐津)	鳥栖	(佐賀)			出張所	(筑紫)	(行橋)	(八女)	(朝倉)		(柳川)	(田川)	(飯塚)	
佐賀県	佐賀県 鳥栖市	佐賀県 佐賀市			位置	福岡県 筑紫野市	福岡県 行橋市	福岡県 八女市	福岡県 朝倉市		福岡県 柳川市	福岡県 田川市	福岡県 飯塚市	
佐賀県の内	佐賀県の内 鳥栖市 神埼郡 三養基郡	佐賀県の内 佐賀市 多久市 小城市 神埼市			管轄区域	福岡県の内 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	福岡県の内 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	福岡県の内 八女市 筑後市 八女郡	福岡県の内 朝倉市 朝倉郡		福岡県の内 柳川市 大牟田市 大川市 みやま市 三潞郡	福岡県の内 田川市 田川郡	福岡県の内 飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡	宮若市 鞍手郡

杵築	竹田	佐伯	日田	中津	(大分)	支局	大分地方事務局	阿蘇大津	宇土	山鹿	天草	玉名	人吉	
(杵築)	(竹田)	(佐伯)	(日田)	(中津)	(大分)	出張所		(阿蘇大津)	(宇土)	(山鹿)	(天草)	(玉名)	(人吉)	
大分県	竹田市 大分県	佐伯市 大分県	日田市 大分県	中津市 大分県	大分市 大分県	位置		熊本県 菊池郡 大津町	熊本県 宇土市	熊本県 山鹿市	熊本県 天草市	熊本県 玉名市	熊本県 人吉市	
大分県の内	豊後大野市 竹田市 大分県の内	津久見市 佐伯市 大分県の内	玖珠郡 日田市 大分県の内	中津市 大分県の内	臼杵市 別府市 大分県の内	管轄区域		阿蘇郡 菊池郡 合志市 阿蘇市 熊本県の内	宇城市 宇土市 熊本県の内	菊池市 山鹿市 熊本県の内	天草郡 天草市 上草市 熊本県の内	玉名郡 玉名市 荒尾市 熊本県の内	球磨郡 人吉市 熊本県の内	水俣市 八代郡 葦北郡 熊本県の内

函館地方方法務局の本庁及びその支局		夕張郡 樺戸郡 有珠郡 白老郡 勇払郡の内 厚真町 安平町 むかわ町 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡
旭川地方方法務局の本庁及びその支局		北海道の内 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二世郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡 島牧郡 寿都郡 北海道の内 旭川市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 深川市 富良野市 雨竜郡 上川郡の内 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町 勇払郡の内 占冠村 中川郡の内 美深町 音威子府村 中川町

釧路地方方法務局の本庁及びその支局		増毛郡
		留萌郡
		苫前郡
		天塩郡
		宗谷郡
		枝幸郡
		礼文郡
		利尻郡
		紋別郡の内
		滝上町 興部町
		西興部村
		雄武町
北海道の内		
釧路市		
帯広市		
北見市		
網走市		
根室市		
網走郡		
斜里郡		
常呂郡		
紋別郡の内		
遠軽町 湧別町		
河東郡		
上川郡の内		
新得町 清水町		
河西郡		
広尾郡		
中川郡の内		
幕別町 池田町		
足寄郡		
十勝郡		
釧路郡		
厚岸郡		
川上郡		
阿寒郡		
白糠郡		
野付郡		
標津郡		
目梨郡		
宮城県		
青森県		
岩手県		
秋田県		
山形県		
福島県		
東京都		
東京法務局の本庁及びその支局並びに板橋出張所		
仙台法務局の本庁及びその支局		
青森地方方法務局の本庁及びその支局		
盛岡地方方法務局の本庁及びその支局		
秋田地方方法務局の本庁及びその支局		
山形地方方法務局の本庁及びその支局		
福島地方方法務局の本庁及びその支局		

水戸地方方法務局の本庁及びその支局	茨城県
宇都宮地方方法務局の本庁及びその支局	栃木県
前橋地方方法務局の本庁及びその支局	群馬県
さいたま地方方法務局の本庁及びその支局	埼玉県
千葉地方方法務局の本庁及びその支局	千葉県
横浜地方方法務局の本庁及びその支局	神奈川県
新潟地方方法務局の本庁及びその支局	新潟県
甲府地方方法務局の本庁及びその支局	山梨県
長野地方方法務局の本庁及びその支局	長野県
静岡地方方法務局の本庁及びその支局	静岡県
名古屋地方方法務局の本庁及びその支局	愛知県
富山地方方法務局の本庁及びその支局	富山県
金沢地方方法務局の本庁及びその支局	石川県
福井地方方法務局の本庁及びその支局	福井県
岐阜地方方法務局の本庁及びその支局	岐阜県
津地方方法務局の本庁及びその支局	三重県
大阪地方方法務局の本庁及びその支局	大阪府
大津地方方法務局の本庁及びその支局	滋賀県
京都地方方法務局の本庁及びその支局	京都府
神戸地方方法務局の本庁及びその支局	兵庫県
奈良地方方法務局の本庁及びその支局	奈良県
和歌山地方方法務局の本庁及びその支局	和歌山県
広島地方方法務局の本庁及びその支局	広島県
鳥取地方方法務局の本庁及びその支局	鳥取県
松江地方方法務局の本庁及びその支局	島根県
岡山地方方法務局の本庁及びその支局	岡山県
山口地方方法務局の本庁及びその支局	山口県
高松地方方法務局の本庁及びその支局	香川県
徳島地方方法務局の本庁及びその支局	徳島県
松山地方方法務局の本庁及びその支局	愛媛県
高知地方方法務局の本庁及びその支局	高知県
福岡地方方法務局の本庁及びその支局	福岡県
佐賀地方方法務局の本庁及びその支局	佐賀県
長崎地方方法務局の本庁及びその支局	長崎県
熊本地方方法務局の本庁及びその支局	熊本県
大分地方方法務局の本庁及びその支局	大分県
宮崎地方方法務局の本庁及びその支局	宮崎県
鹿児島地方方法務局の本庁及びその支局	鹿児島県
那覇地方方法務局の本庁及びその支局	沖縄県